

主な記事

合計所得金額1805万円超も月次減税……2面
年収の壁対策の手当と賃上げ税制……2面
「私が見た 税を巡る点と線」
川田氏が小田氏に聞く……3面

「クレカ会社発行のタクシー券」の仕入税額控除

回収特例の適用が可能

タクシー会社のHP等で登録事業者か確認

国税庁は18日、同庁ホームページに掲載している、インボイス制度に関して多く寄せられる質問を更新した。今回の更新では2問が追加され、計26問となった。追加された問答では、クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットに係る仕入税額控除について、回収特例が適用できるとする取扱いが示されている。なお、同日に銀行振込手数料のインボイス対応についての動画も公開されている。

今回追加されたのが発行しているものというものは、問25「クレジットカードは異なり、クレジットカード利用明細書しか送られてこず、また、タクシーチケット自体は発行している」というもの。

は、問25「クレジットカードは異なり、クレジットカード利用明細書しか送られてこず、また、タクシーチケット自体は発行している」というもの。回収では、クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットにつき、その使用された金額について仕入税額控除の適用を受けることができる。タクシーを利用した際に交付を受ける簡易インボイスで、その使用に当たってタクシー事業者から受領した簡易インボイスの保存が必要となる。この場合、仕入税額控除の適用を受けるにはどうすべきかは、タクシー事業者等

しかし、タクシーチケットは取引先等に手交されることも多いことを踏まえれば、簡易インボイスの保存が困難といった事情があると考えられるとした。そのため、受領したクレジットカード利用明細書及び以下の資料に記載された内容等に基づき、利用されたタクシー事業者がインボイス発行事業者であることが確認できる場合に、簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除く)が記載されている証票が使用の際に回収される取引として、帳簿のみの保存に

より仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えないとした(回収特例)。
・利用されたタクシー事業者のホームページ
・クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用

メール送信した雇用契約書など保存必要

電帳法「問合せ多い質問」を追加

国税庁は15日、電子帳簿保存法に関する「お問合せの多いご質問」に新たな問答を追加した。追加された問答は、電子取引データとの連携して、企業が従業員を雇用する際に電子メールで送信した「雇用契約書」のデータを電子メールに添付して相手方に送信し、またクラウドサービスを利用して「雇用契約書」の授受を行った場合、この「労働条件通知書」や「雇用契約書」データは電子取引データとして保存する必要はあるかという点について、これに対する回答で

可能タクシー一覧
なお、インボイス発行事業者以外のタクシー事業者の利用であったことが確認された場合には、当該タクシー利用時に受領した領収書(未収書等)や、別途当該タクシー事業者から発行を受けた書類など、区分記載請求書の記載事項を満たした書類及び一定の事項を記載した帳簿の保存がなければ、仕入税額相当額の一定割合(80%、50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができるとしている。

は、従業員の雇用の際に相手方に交付する「労働条件通知書」や相手方との間で取り交わす「雇用契約書」は通常、契約期間、賃金、支払方法等に関する事項等が記載されており、電子帳簿保存法2条5号に規定する取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)に該当すると説明。このため、その取引情報の授受を電子メールなどの電磁的方式により行う場合には、電子取引に該当し、その電子取引データを保存する必要はあるとした。

4月から新連載がスタート

ご愛読いただきました「令和6年度税制改正大綱を読む」「企業経営者・経理担当者が知っておきたい重要な税務・実務のポイント」「年収の壁が動いた！企業を支援するキャリアアップ助成金」は今号をもって終了します。「裁決事例集」「ハイド・アンド・シーク」は継続します。4月からは以下の連載を開始します。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。(編集部)

インボイス制度の導入に伴う実務～消費税の課否判断ポイント～

税理士 杉村 博司

インボイス制度の導入に伴って、改めて消費税の課否判断について再確認する機会が多々生じているのではないかと思います。そこで、各取引における消費税の課否判断とインボイス制度による取扱いのポイントを分かりやすく解説します。

経理課長アッキーと税理士ジュンの最新税務を図解で解説

税理士 野川 悟志 ほか

中小企業を取り巻く最新税務や改正税制について、アッキー経理課長と顧問税理士ジュン先生の問答を交えてポイントを「図解」で分かりやすく解説します。

給与支払者が知っておくべき定額減税の実務

編集部編

税制改正法案の成立が前提となりますが、定額減税が実施されます。本連載では、主に6月以降に支払う給与等から行う所得税の源泉徴収の際に、定額減税の事務を担う給与の支払者を対象として減税のしかたをお伝えします。住民税からの減税や減税しきれない者に自治体が給付する「調整給付」についても説明します。

今の顧問報酬は適正額ですか？



顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)



www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著
▼A5判・定価2530円(税込)

令和6年度 税制改正早わかり
令和6年度の税制改正について、いち早く国税局地方税の主要項目を解説。渡邊定義 編著/田作有司郎・中西徹 共著
▼A5判・定価2970円(税込)

二訂版 名義財産をめぐる税務
裁判例判決の結論から国税のプロが読み解く判断要素(名義財産及び加重算税の裁判例判決について分析)名義財産に関する事例をQ&Aで解説し、加重算税事例を重点的に解説。松岡章夫・山岡美樹 共著
▼A5判・定価3300円(税込)

令和6年版 相続税 小規模宅地等の特例
241問のQ&Aにより、本特例の適用可否について分かりやすく解説。
小野 徹 編
▼A5判・定価3740円(税込)

令和6年版 土地評価の実務
土地等の評価方法を具体的な設例等を交え実務に役立つよう解説。今井慶一郎・鈴木憲太郎・佐藤誠一郎・谷本雄一 共編
▼A5判・定価5830円(税込)

令和6年版 所得税基本通達逐条解説
前版(令和3年1月刊)以降の改正事項を織り込んだ最新版！
甲斐裕也 編著
▼A5判・定価5610円(税込)

令和6年版 相続税法基本通達逐条解説
前版(令和2年11月刊)以降の改正事項等を織り込み全面的に改訂！
武田恒男・宮川博行 編著/米山英一・名取和彦 著
▼B5判・定価2970円(税込)

令和6年 消費税 課否判定・軽減税率判定早見表
取引を勘定科目別に区分し、課否判定及び軽減税率対象品目を一目で解決。
成松洋一 著
▼A5判・定価4510円(税込)

八訂版 消費税の経理処理と税務調整
インボイス制度の施行に伴い具体的な設例を追加して大幅改訂！
森高厚胤・清水一郎・柳谷憲司 共著
▼A5判・定価2420円(税込)

最新版 法人税・法人事業税ガイドブック
法人税・法人事業税に関する重要ポイントをコンパクトにまとめた必携書！
大蔵財務協会 編
▼B5判・定価6270円(税込)

令和5年版 法人税決算と申告の実務
各項目に、実務のポイント、決算実務に対するアドバイスも掲載して解説。
◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03(3829)4141(代) FAX03(3829)4001
「国税速報」データベース「税のしるべ電子版」、アクセスは、次のアドレスで！
https://www.zaikeio.or.jp

合計所得金額1805万円超の見込みでも月次減税

定額減税

令和6年分所得税の定額減税は6年の合計所得金額が1805万円(給与収入のみなら2000万円に相当)を超えることが見込まれ、所得制限で定額減税の対象とならない見込みの人でも、給与支払者のもとで勤務しており基準日現在職者に該当する場合は月次減税の対象となる。ただ、給与収入が2000万円以下だが、他に所得があり合計所得金額が1805万円を超える人は年調減税の適用が受けられず、年末調整の際に月次減税時に差し引いていた減税額の精算をしなければならぬ。また、主たる給与の支払者からの給与収入が2000万円を超える人は年末調整の対象とならないので、確定申告の際に最終的な年間の所得税額と月次減税時に差し引いていた減税額の精算を行う。

給与収入2000万円超は確定申告で精算

合計所得金額1805万円超で給与収入2000万円以下は年調で精算

定額減税における月次減税(6年6月以後の各月に給与等から行う減税額の控除)は基準日現在職者(6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人)のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者)であれば、最終的に定額減税の対象とはならない人であっても対象となる。これらの者には6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円を超えるため定額減税の適用を受けられない見込まれる人、6年中の主たる給与の収入金額が2000万円を超えるため年末調整を受けられないこととなる見込まれる人が含まれる。このうち、①給与収入が2000万円以下

賃上げ税制の給与等支給額に含まれる

年収の壁対策で支給の「手当」

経済産業省は12日、「年収の壁」への対策として社会保険適用促進手当の支給を検討している事業者が賃上げ促進税制の検討を促すお知らせを公表した。それによると、同対策

として、事業者がパート従業員に賃上げ促進税制の適用促進手当を支給する場合(事業者が独自に社会保険に加入済み)は、その分、給与等支給額が増加し、賃上げ促進税制の適用条件を満たすことに寄与するとしている。

「年収の壁対策として、昨年10月からキャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設され、労働者1人につき最大50万円が助成される。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる

る取組みを行った事業主に助成するもので、例えば、手当等支給メニューの場合、事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、社会保険適用促進手当の収入を増加させる場合に助成される。

社会保険適用促進手当とは、短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者

が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する給与・賞与とは別に支給され、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないことができる(最大2年間)。

また、事業所内でのバランスを考慮し、事業主が同一事業所内で同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様の取扱いとすることができる。

なお、社会保険料の算定で標準報酬月額等に含めないとする社会保険適用促進手当の特例は、厚生年金保険、健康保険の標準報酬の算定のみに係る取扱いとなっている。

定額減税と給付 一体的なサイト開設

内閣官房 全体像の把握を容易に

内閣官房は14日、定額減税と減税前の税額が少なく、定額減税がしきれないと見込まれる人などに対して給付する給付金について一体的に内容を確認できるサイトを開設した。定額減税は所得税の減税が財務省・国税庁、

内閣官房は14日、定額減税と減税前の税額が少なく、定額減税がしきれないと見込まれる人などに対して給付する給付金について一体的に内容を確認できるサイトを開設した。定額減税は所得税の減税が財務省・国税庁、

住民税の減税が総務省、給付措置は内閣官房等といったような形で担当が各官庁にまたがっているおり、全体像の把握が難しくなっていた面がある。同サイトでは、対象者別にどこにアクセスすれば、どのような情報が

得られるかがわかりやすく示されている。定額減税Q&A 8問を追加 国税庁が更新

国税庁は18日、「令和6年分所得税の定額減税Q&A」を更新している。

た。給与の増額改訂があった場合の対応や月次減税時や年調減税時の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を所定の様式以外で受けてもよいかなど新たに8問が追加されている。

八面鏡

格差拡大の問題を考えると、必ず争われるのが、小泉政権下の構造改革。「聖域なき改革」は流行語にもなり、その当時、税務調査の方針記事は業種や職種にとらわれない聖域なき調査がキーワードだった★小泉政権下では、官僚主導を打破すべく、首相官邸が政策決定を主導する政治主導体制を導入。第二次安倍政権には内閣人事局が設置され、首相官邸は各省庁官僚を掌握し、官僚への影響力はより大きくなった。有権者が一票を投じた選んだ政治家は国民の代表であり、政治主導は本来あるべき姿だろう★しかし、官邸から官僚人事は切り離す必要があるのではないかと。官僚の中立性・専門性を保つことなくしては聖域なき調査に踏み込むのは難しいのではないかと。自民党派閥の政治資金パーティー裏金課税問題を考えると、強く思う。(A)

立山

天子白斗
詩百篇
長安市上
酒家眼
天子呼來
不上船
自稱臣是
酒中仙

地域に貢献する
優良企業

砺波市中野220 立山酒造株式会社 www.sake-tateyama.com

高岡は、銅器の街。

豊富に揃った
「神社・寺院用
仏具展示場」

神社・寺院用仏具
高級美術品
各種記念品製作卸

株式会社 **青銅社**

本社 〒933-0806 富山県高岡市赤祖父94-1 TEL (0766) 25-1139(代) FAX (0766) 25-5231
仏具展示場 〒933-0806 富山県高岡市赤祖父252 TEL (0766) 21-8836 (問屋センター入口)

特別企画

私が見た 税を巡る 点と線

税理士 小田 満

聞き手 川田 剛 氏

今号では、税理士の小田満氏に登場いただいた。小田氏は国税庁の所得税畑で約20年間勤務し、多くの通達改正などに携わった。また、税務署長時代には、現在の署外会場のモデルを構想、当時を振り返るとともに、後輩たちにアドバイスを贈った。

●税務職員へ

川田 先生はどちらのご出身で、どういった経緯で税務職員になられたのかお伺いします。

小田 私が生まれたのは宮崎県の延岡市です。高校を卒業して進路を決めることになるわけで、地元で工場のある旭化成とか県庁、市役所などが候補にありました。しかし、担任の先生が税務職を受験しろと。私をよく知っている先生がせっかくなので勧めてくれるんだからと思って受験



小田満 (おだ・みつる) 氏の略歴
昭和50年税務大学校本科卒業、56年同研究科卒業、国税庁勤務22年の後、町田・横浜南・板橋の各税務署長を経て、平成19年税理士登録。22年度・23年度税理士試験委員。行政書士・事業承継コンサルタントも務める。



川田剛 (かわだ・ごう) 氏の略歴
柏原税務署長、国税庁国際業務室長、国税庁管理課長、仙台国税局長などを経て退官、国土館大学教授、明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授などを歴任。現在は税理士法人川田事務所代表社員税理士。

現在の「署外会場モデル」を構想

らお呼びがかかっていると言っていますね。私は希望したつもりはないし、担任も知らないことで、勤務先の税務署も知らなかったようです。全く突然のことでした。

●国税庁勤務時代

川田 国税庁での配属はどちらでしたか。

小田 4月異動で、所得税課の配属は、1係でした。1係に4年いて研究科へ行くことになりました。戻ってきたら審理係だと言われて、それから審理係がずっと長かったですね。審理係をずっとや

●税務署での勤務

川田 国税庁の所得税課からはどちらへ転出されたのですか。

小田 豊島税務署の個人担当の副署長を2年間やりました。あの頃は、確定申告というと税務署の敷地内にプレハブを建てていましたね。川田 その後、税務署長もいくつかされたと思うのですが、印象

大人用おむつに医療費控除を認める通達改正

って係長になるときに総務係長になって、そこから戻って審理係長をやりました。その後3係担当の企画専門官をやった。課長補佐を2係担当と企画担当をやりました。そんなことで、事務系統としては国税庁の所得税課の中にも

に全部やったことにならなりました。その5年後に2年間出戻りしましたので、合わせて約20年間、様々な思い出があります。

電子版に詳細版を掲載しています

要所でもあったわけですが、税務署の駐車場は狭くて、確定申告のときに困る。そこで、駐車場がないなら駐車場を借りたらどうだろうかと、着任早々からあちこち場所探しをしてみました。町田には

●通達改正について

川田 話は戻りますが、国税庁時代、医療費控除の関係でエピソードがあると思います。それが、これについて教えてください。

小田 医療費控除でいえば、昭和62年の「大人用おむつの購入費用一です。この長官通達の日付が12月24日でクリスマスプレゼント

の簡単なマニュアルを作るなど工夫したものです。板橋署においても同様でした。

●後輩たちへのアドバイス

川田 最後に、後輩や税理士へのアドバイスをお願いします。

小田 例えば法人税事務系統出身のOB税理士で、調査立会いならできるが申告書審理は無理なんて人がいます。税理士になったのであれば、法人税だけじゃなく所得税、源泉所得税、消費税、相続税、贈与税、地方税もあるわけですから、あれこれ自分の都合を言っている場合じゃないだろうと思います。税理士を開業したとしても、一人前の税理士になるには少なくとも5年の経験は必要だと思います。基本的なことは現職のうちから早め早めに勉強しなきゃいけないと思います。

の下車を作ったことがあれば成功しました。もう23年続いているんですよ。あれからずっと。横浜南署のころの環境は、町田署のころより進化していて、できるだけ税務署に納税者が行かないで済むように、電子申告の普及が最大の課題になっていました。しかし、当時のソフトは使い勝手が非常に悪い上に、研修体制が杜撰としかいようがなく、この税務署も大変苦労していました。自社商品の知識が全くない外交員が課されているような状態だったので、自前

トなんです。当時、おむつに医療費控除を認めるという話になかったと思うのですが、急ぎよ、国会対応上認めるべきの事態になっていたようです。主税局の担当者、寝たきり状態のおむつの必要な人には、障害者控除があるからいいんだというわけですね。しかし、お金のかかる障害者とかからそれをひとまとめにして障害者控除だけというのはいかかなものかと考えることもできる。

異業種を開業するにしても、趣味をするにしても、それなりの覚悟が必要だと思えます。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

本社	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号 TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777
中部事業部	〒455-0032	名古屋市中村区入船1丁目3番15号 TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255
関西事業部	〒563-0035	大阪府池田市豊島南一丁目15番19号 TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417
関東事業部	〒177-0041	東京都練馬区石神井町八丁目53番28号 TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071
北陸事業部	〒925-0125	石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地 TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011
九州事業部	〒818-0101	福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号 TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031
横浜事業部	〒253-0105	神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号 TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

保証人なし選択できる信用保証制度を創設

一定の要件を満たし、保証料率の上乗せが条件

中小企業庁は15日、法人である中小企業者が一定の要件を満たした場合、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度等を創設し、同日から保証申込の受付を開始したと発表した。具体的には、①事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的保証)、②事業者選択型経営者保証非提供特別保証制度(国補助制度)、③プロパー融資借換特別保証制度をそれぞれ創設した。中小企業の4割が利用している信用保証制度で経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速させ、中小企業の事業の発展を後押しする。

このうち、①は信用保証料率の上乗せを保証付融資で一定の要件として経営者保証を備えた中小企業者を提供しないことを選択

来月から「自動ダイレクト」を開始

e-Taxで送信時にチェック

令和6年4月からダイレクト納付の新たな機能として「自動ダイレクト」が始まる。自動ダイレクトは、e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけ、各申告手続の法定納期限当日に自動的に口座引落しにより納付ができるもの。法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日となる。国税庁ホームページでは18日に自動ダイレクトの告知がされており、概要やQ&A、リーフレットが掲載されている。自動ダイレクトは、e-Taxで申告等データを

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日となる。国税庁ホームページでは18日に自動ダイレクトの告知がされており、概要やQ&A、リーフレットが掲載されている。自動ダイレクトは、e-Taxで申告等データを

の要件の両方を満たす場合は信用保証協会所定の保証料率に0.25%上乗せ、(a)と(b)の要件のいずれか一方を満たす場合または法人の設立後2事業年度の決算がない場合は信用保証協会所定の保証料率に0.45%上乗せとなる。対象となる保証は、無担保保険(限度額8000万円)に係る保証など。

法人版事業承継税制 周知チラシを作成

日商

日本商工会議所(小林健会頭)は15日、法人版事業承継税制の周知チラシ「えい!贈与税・相続税の負担ゼロはイマだけ!?経営の承継はアナタが決める!事業承継税制の特例がある今こそ対策を!」を公表した。これは、事業承継税制の特例措置が令和9年12月31日で適用期限を迎えることを見据え、より多くの事業者

自動ダイレクトの手続をした場合は、表のとおり、納税額に制限があるとしている。

政府は13日、「中堅企業成長促進パッケージ」を公表した。これは、国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在である「中堅企業」の成長を促進するため、各官庁における中堅企業の成長促進に特に効果的な18の施策を厳選し、まとめたもの。

中堅企業成長促進パッケージを公表

「賃上げ促進税制の中堅企業枠創設」など18施策

策を含め、全部で12府省庁・90施策が登録された。政府は、今年を「中堅企業元年」とし、現在開催している通常国会に、常時使用する従業員の数が2000人以下で、中小企業には該当しない会社等を「中堅企業者」と定義することを盛り込んだ産業競争力強化法などの改正案を提出している。

パッケージの中の税制に関するものを見てみると、令和6年度税制改正法案にも盛り込まれている「大規模投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充」(①国内投資拡大・イノベーションの促進)、

「賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設」(②良質な雇用の実現)、「中堅・中小グループ化税制(中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)」(④経営基盤の強化・整備)が掲載されている。このほか、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合の「大規模投資を支援する総額3000億円の補助金」や、経営課題の解決に資するハイレベル人材と企業のマッチングを支援するための「地域企業におけるデジタル人材等の確保支援」などが盛り込まれている。

協会の保証を付さない融資であるプロパー融資(経営者保証あり)から信用保証付き融資(経営者保証なし)への借換を認める保証制度。②と同じく9年3月末日までの特例措置とすることができる早期に制度を活用してもらうために作成したもの。6年度税制改正では、同税制の特例措置を活用するための事前エントリー期限が、2年延長(8年3月31日まで)される。

これまでの特例措置のエントリー件数は約1万5000件となっており、東京商工会議所が2月末に公表した「事業承継に関する実態アンケート」によるのほど、「書面添付制度の手引(制度概要・等記載書面」などの様式を示すなどしている。

今回の改訂では、6年4月からの相続税・贈与税に対応する「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」申告書に関する審査事項等記載書面」などの様式を示すなどしている。

周知チラシでは、要件を満たせば贈与税・相続税を全額免除できる同税制のメリットやリスクを軽減する措置などについて、モデルケースとともに分かりやすく解説している。

書面添付制度 手引を改訂 日税連

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は「申告事項等記載書面」申告書に関する審査事項等記載書面」などの様式を示すなどしている。

今回の改訂では、6年4月からの相続税・贈与税に対応する「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」申告書に関する審査事項等記載書面」などの様式を示すなどしている。



株式会社 マルエイ
代表取締役社長 澤田 栄一
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等サービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他



丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

新しい物流サービスを創造していく
service creation

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151



MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へ
ライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA
豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

令和6年度 税制改正大綱 を読む

編集部編

納税環境整備②

▼仮装・隠ぺいされた事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

仮装・隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税に代え、重加算税を賦課することとされている。他方、申告後に仮装・隠蔽したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であっても、重加算税を賦課することができない。

このため、重加算税の賦課対象に過少申告加算税または無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、仮装・隠ぺいされた事実に基づき「更正の請求書」を提出した場合が加えられた(地方税も同様の措置)。

これは、「納税申告書の提出」か「更正請求書の提出」といった税務当局に対する手続の性質によって、仮装・隠ぺい行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る仮装・隠ぺい行為を未然に抑止する必要があることから措置された。

この改正は、令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税(地方税)について適用する。

▼更正の請求による消費税還付に係る受還付犯の適用の見直し

偽りその他不正の行為に基づき虚偽の「申告書」を提出して消費税の不正還付を受けた者(未遂を含む)は、消費税法で10年以下の懲役または1000万円以下の罰金を科すこととされている。他方、偽りその他不正行為に基づき虚偽の「更正の請求書」を提出して消費税の不

≪12≫

仮装・隠ぺいに基づく「更正請求書」提出も重加算税の適用対象

正還付を受けた者は、申告書の提出による不正還付と実質的な違いがないにもかかわらず、消費税法で罰則を科すこととされていない。

このため、偽りその他不正の行為による更正の請求書を提出して消費税の不正還付を受けた場合も、消費税の不正受還付犯(未遂犯を含む)の対象に加えられる(地方税も同様の措置)。

この改正は、法律の公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用する。

▼偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社等の役員等の第二次納税義務の整備
法人が財産を散逸させた上で廃業する等により納税義務を免れようとする事案が散見され、調査や滞納処分を行う段階では、すでにその法人の財産が残存していないケースが多い。仮に、代表者等が簿外財産や不正還付金といった不正行為に係る財産を創出し、自らが当該財産の移転を受けた場合や、自ら実行して法人外部へ移転(散逸)させた場合でも、代表者等に追及できない。こうした事案の滞納国税の徴収は困難であることから、対応が課題となっていた。

今回の改正では、偽りその他不正の行為により国税を免れ、または不正還付を受けた法人(株式会社・合資会社・合同会社)が、その不正行為に係る財産の移転を行っており、かつ、その国税を納付していない場合には、その法人財産から滞納国税の全額を徴収することができないときに限定した措置として、株式50%を保有するなどにより法人を支配し、不正行為を実行し及び移転を受け、または法人外部へ財産の移転を実行した代表者等(役員)に対して、「その移転を受けた財産」及び「移転がされた財産」の価額を限度として、不正行為により免れた国税の第二次納税義務を課すこととした(地方団体の徴収金についても同様の措置)。

この改正は、7年1月1日以後に滞納となつた一定の国税(地方団体の徴収金)について適用する。(おわり)

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要な税務・実務のポイント

■BGU税法倶楽部 税理士 澤田 富雄

12

役員の退任に伴う税務上の留意点

役員は、任期満了による場合や病気その他の事情により任期途中で交代になることがあります。今回は役員退任の際における税務上の留意点を中心に解説していきます。

1 役員退職金の支給

役員が退任する場合、役員在任期間中の職務執行の対価として従業員と同様に退職金の支給がされることがあります。

しかし、役員に対する退職金は従業員に対する退職金と税務上の取扱いが主に次の点で異なります。

(1) 過大な役員退職金の損金不算入

一つ目に、役員退職金として支給した金額が不相当に高額なものと判断された場合、適正額を上回る部分の金額は損金不算入とされる可能性があり留意が必要です。

役員退職金の適正額は、実務上、最終報酬月額に勤続年数と功績倍率を乗じた

額で計算するのが一般的です。功績倍率は役位が上がるに応じて高い値となることが多いですが、何倍までなら問題ないといった基準は一概に言えず、高額な退職金の支給をしていないかの判断の一つに同業類似法人の平均値を参考にするとといった対策が有効と考えられます。

一方、従業員に対する退職金は、基本的に支給額が損金算入されますが、役員の親族といった役員と特殊な関係にある者については、役員と同様な取扱いとなりますので留意が必要です。

(2) 損金算入時期

二つ目に、役員に対する退職金の損金算入の時期は、原則として、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度となっています。例外的に、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度において損金経理をした場合は支払った事業年度の損金とすることも認められています。

法人税法上、損金算入が認められるには、債務確定されていることが要件にあるため、総会決議等でその内容について承認されることが原則として必要となります。一方で、死亡退職となり退職金を先に支払い、総会決議が後になるといった場合等、実態に応じた取扱いとして例

外的に「支払った日」の属する事業年度の損金算入も認められています。他方、従業員に対する退職金の損金算入時期は、債務が確定した時となるため、退職の事実及び退職金の額が確定した時となります。

2 異動届出書の提出

代表取締役が退任した場合には、税務上の手続きとして異動届出書の提出が必要になります。代表取締役の情報は税務署等へ届出書を提出する際に記載が求められているため、代表取締役に変更があった場合は、所轄の税務署及び法人が所在する事務所等の所在地の都道府県、市区町村に変更内容を届出なければなりません。

提出時期については、異動等後速やかに行うこととされています。ただし、都道府県等への異動届出書には、提出の際に添付書類として登記事項証明書の写しを要するため、株主総会等の後に正式に新しい代表取締役が決まった時点で、登記事項の変更を法務局に申請し登記が完了した後に提出することになります。

また、提出方法については、持参又は送付の他、e-Tax(国税)、eLTA X(地方税)で電子送信することもできます。(おわり)

役員退職金の適正額を上回る部分は損金不算入
役員と特殊な関係の従業員も役員と同様の扱い

パスワード of AWES Clean

- (空気) Air
- (水) Water
- (熱) Energy
- (土) Soil

イクイップメントのサポート商社

昭栄

株式会社



- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業358年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら → カメラで商品の二次元コードを読み取ってください。 パソコンはこちら [ネット予約](#) [検索](#)



本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100(代) <https://www.sato-kyoto.com/>

裁決事例集

189

裁決のポイント

遊技施設を運営する一般社団法人である請求人が、収益事業を行っていないから、確定申告は不要など主張も、主張が退けられた事例。

会員制の遊技施設を主たる事業として運営している一般社団法人である請求人が、非営利型法人に該当し、収益事業を行っていないから、法人税等の確定申告は不要だったとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、請求人は、その主たる事業として収益事業を行っているため非営利型法人には該当しないと更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったのに対し、請求人がその取消しを求めたこと、国税不服審判所はその主張を退ける判断をした(令和5年1月20日付、非公開裁決)。

事案の概要

請求人は、主たる事業を会員制の〇〇の遊技施設の運営事業(本件事業)とする一般社団法人である。

請求人は請求人の所在地において、〇〇等の施設を所有している。
請求人は、本件各事業年度等の法人税等について、法定申告期限までに申告した。

請求人は、請求人は非営利型法人に該当し、収益事業を行っていないから、法人税等の確定申告は不要だったとして、令和3年9月27日に更正の請求をした。争点は、請求人は非営利型法人に該当するか否か。

請求人の主張

本件事業は、〇〇の利用時間等について、会員の幅広い選択に任せられている

編集部編

請求人の主たる事業は遊技所業、非営利型法人に該当せず

ことから、席貸業に該当し、遊技所業に該当しない。請求人の施設は、会員その他これに準ずる者の用に供するためのものであるから、不特定または多数の者の娯楽、遊興または慰安の用に供するための席貸業には該当しないこと、および請求人の施設の利用の対価の額が実費を超えないものであり、収益事業となる席貸業には該当しない。

審判所の判断

△法令解釈等▽
法人税法施行令第5条第1項第14号は、収益事業である同項の特掲事業の一つとして席貸業を規定しており、席貸業とは、一般にいわれる席料や利用料を受領して座席・集会場等一定の場所を随時、時間や期間等を区切って利用させるために賃貸する事業をいうものと解するのが相当である。

△法令解釈等▽
法人税法施行令第5条第1項第27号は、収益事業である同項の特掲事業の一つとして遊技所業を規定している。また、法人税基本通達15-1-54において、同号の遊技所業とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、射撃場、釣り堀、基会所その他の遊技場を設け、これをその用途に応じて他の者に利用させる事業(席貸業に該当するものを除く)をいい、いわゆる会員制のものが含まれる旨定めている。

そして、同通達の定めは、その設ける施設が「遊技」、すなわちプレイに適する施設として必要な整備がされており、かつ、その施設をその本来の用途用法に従って利用者に利用させる事業とする遊技所業の範囲を定めたものとして当審判所においても相当と認められる。

△認定事実▽
請求人は、請求人の所有する〇〇等の施設を会員でない者に貸し出すことではなく、〇〇以外の目的で会員に利用させる

こともない。
請求人の会員から納入された年会費等の使途は、〇〇で使用する消耗品や補修部品代、水道光熱費、固定資産税などである。

△検討▽

法人税法第2条第9号の2口に規定する非営利型法人に該当するための具体的な要件として、法人税法施行令第3条第2項第3号においてその主たる事業として収益事業を行っていないことを規定しているところ、請求人の主たる事業は、〇〇の運営事業である。

また、本件事業は、請求人の所有する〇〇等の施設が遊技に適する施設として必要な整備がされており、かつ、その施設をその本来の用途用法である〇〇をするために請求人の会員に利用させる事業であると認められ、法人税基本通達15-1-54に定める遊技所業に該当するため、法人税法施行令第5条第1項第27号に規定する遊技所業に該当し、請求人は、遊技所業である本件事業を継続して事業場を設けて行っていることから、本件事業は、法人税法第2条第13号に規定する収益事業に該当すると認められる。

そうすると、請求人は、法人税法施行令第3条第2項第3号に掲げる要件を満たしておらず、法人税法第2条第9号の2口に規定する非営利型法人に該当しない。

本件事業は、〇〇等の施設をその本来の用途用法である〇〇をするために請求人の会員に利用させる事業であると認められ、請求人が単に施設を提供するだけで、その利用方法について、利用者の選択に任せられるものではないことから、席貸業には該当せず、遊技所業に該当する。

そうすると、収益事業の範囲から除かれる席貸業に該当するか否かを判断するまでもなく、請求人は、主たる事業として収益事業を行っていることは明らかである。
これらの点に関する請求人の主張は採用することができない。

注目の二冊

税制改正早わかり

(令和6年度版)

中村慈美/松岡章夫
秋山友宏/渡邊正則 共著

令和6年度の税制改正について、いち早く国税・地方税の主要項目を税目別に「改正前の制度の概要」「改正の内容」「適用時期」の構成により要点を分かりやすく簡潔明瞭に図表、各種資料を交えて解説。

また、令和5年度税制改正等過年度改正のうち、令和6年から適用される主要な項目を税目別に一覧的に整理して収録し、令和6年度改正と併せて理解・整理できる構成。

具体的には、所得税関係で定額減税の実施など、法人税関係で給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度(賃上げ促進税制)や令和6年度改正により創設されるインベションボックス税制など、地方税関係で外形標準課税の適用対象法人の改正などの項目を解説している。

税理士会・法人会・青色申告会等各種研修テキストとして、また企業の税務経理担当者必携の1冊。

令和6年度税制改正と令和6年適用事項の要点整理のために最適な必携書。
A5判、396ページ。定価2530円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



昭和木材株式会社

本社 旭川市2条通23丁目右1号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785
旭川工場 製材・加工・乾燥 流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部 旭川市2条通23丁目
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場 プレカット・2×4パネル
石狩市新港南1丁目(石狩工場団地内)
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場 秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所 宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所 青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店 東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店 名古屋市港区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店 岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター 香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

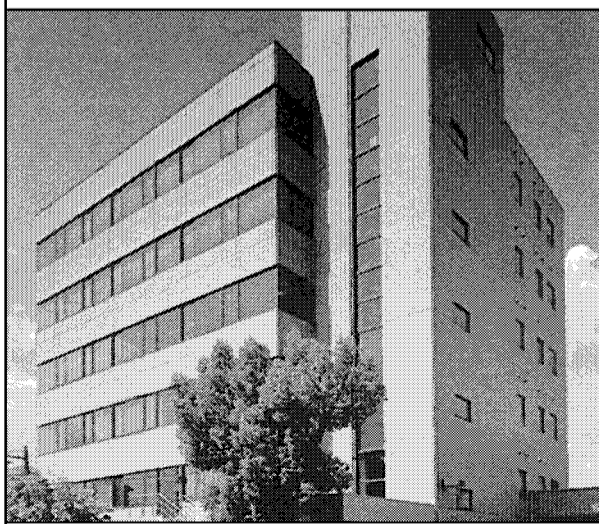
精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光興産特約販売店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

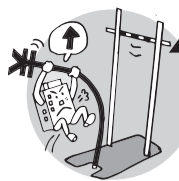
本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2675
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

ENEOS株式会社 特約店
ENEOSグローブ株式会社



武重商会

本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)
長野支社 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)
松本支社 松本市高宮東1-30 電話 松本27-6111(代表)



年収の壁が動いた！ 企業を支援する キャリアアップ助成金

■ 特定社会保険労務士 笹野 純子

12

ここまで、キャリアアップ助成金のひとつである、年収の壁に対応する「社会保険適用時処遇改善コース」についてお話ししてきました。

この助成金には、他にも有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者（有期雇用労働者等。以下、同じ）に対して、取組みを実施した事業主へ助成されるものとして、①正社員化コース、②賃金規定等改定コース、③賃金規定等共通化コース、④賞与・退職金制度導入コースなどが設けられており、「有期雇用労働者等」の正社員化、処遇改善を通じたキャリアアップを目的としています。

①は、有期雇用労働者等を、賃金を増額させて期間の定めのない正社員へ転換をしたときに助成されます。社会保険適用時処遇改善コースで社会保険の適用となった労働者でも、当該コースの対象となる有期雇用労働者等であれば、次のステップとして活用可能です。以前の制

他コースの助成金を紹介

制度を理解し、使える助成金は最大限利用を

度より有期雇用労働者等の要件が緩和され、通算雇用期間が3年を超えていても取組みやすくなっており、助成額も拡充されました。

②は、有期雇用労働者等の賃金規定等を増額して適用させ、有期雇用労働者等の処遇改善を目的としています。ただし、社会保険適用時処遇改善コースと同じ期間に、同じ労働者についての併給はできません。少し複雑な仕組みですが、最低賃金の上昇に伴って検討しても良いでしょう。

③は、同一労働同一賃金の観点から、雇用するすべての有期雇用労働者等において、正社員と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用させることで助成されます。

④は、すべての有期雇用労働者等に対して、就業規則等の定めるところにより、新たに賞与、退職金制度を設け、支給や積立を実施した場合に助成されるものです。中小企業退職金共済制度のような社外積立型の制度を活用するもの可能です。

①、②のコースは、一人当たりに対して助成されますので、複数回利用することができるものです。③、④は一事業所あたり一回の助成です。

ネット検索をするとたくさんの助成金の案内がでてきます。制度をきちんと理解し、自社に使える助成金であれば、最大限利用しましょう。（おわり）

「立証責任は会社にある。会社が疑義を晴らせないのであれば課税する。いずれも形式を整えているように見えるが、税負担を回避する行為であることは明白。個別の規定がなくとも、税回避の事実が実質的に認定できれば課税する。租税回避ではないことを会社が

証明できない限り、結論は同じ」
岬産業も、吉田も驚く。それは、中国当局の情報収集能力が、予想を超えていたことであった。最悪の場合、推計で課税してくることはあり得ると考えていた。その場合には、値切り交渉の領域になり、全面的な敗北はなからうと考えていたのである。特に、移転価格取引を利用した租税回避の全貌が解明されることはないと考えていた。しかし、違っていた。中国当局の課税は、ほとんど会社側の意図、裏工作など、真実の動きを把握しての課税通知であり、課税は的確であったのである。なぜか。そこにすべてを暴く課税当局への情報の提供があった。月亮の詳細な情報が税務当局にもたらされていたのである。



吉田はそのことを分っていないなかった。おそらく中国人従業員の誰かが、課税当局にタレコミをしたのだらうと考えていた。
中国税務当局の課税通知を受け、吉田は三浦に救いを求める。吉田の要請を受け、急遽、三浦は北京を訪れ、詳細な状況を聞く。

2006年春、中国税務当局は、岬産業への課税に踏み切る。課税の理由は明瞭であった。
「立証責任は会社にある。会社が疑義を晴らせないのであれば課税する。いずれも形式を整えているように見えるが、税負担を回避する行為であることは明白。個別の規定がなくとも、税回避の事実が実質的に認定できれば課税する。租税回避ではないことを会社が

証明できない限り、結論は同じ」
岬産業も、吉田も驚く。それは、中国当局の情報収集能力が、予想を超えていたことであった。最悪の場合、推計で課税してくることはあり得ると考えていた。その場合には、値切り交渉の領域になり、全面的な敗北はなからうと考えていたのである。特に、移転価格取引を利用した租税回避の全貌が解明されることはないと考えていた。しかし、違っていた。中国当局の課税は、ほとんど会社側の意図、裏工作など、真実の動きを把握しての課税通知であり、課税は的確であったのである。なぜか。そこにすべてを暴く課税当局への情報の提供があった。月亮の詳細な情報が税務当局にもたらされていたのである。

三浦は、月亮が中国内の関連会社に吉田の秘書役として同行しているという事実は、吉田から聞いていた。三浦は推測する。
（中国の税務当局は、岬産業のグループ全体を俯瞰して、租税回避を点や線ではなく、面でとらえ、課税通知をしてきた。現地関連会社の一部の従業員からの情報だけでは、このような課税はできない。全体のスキームを知りうる人間からの密告に違いない。とすれば、月亮以外にはいない）
「三浦さん、中国の従業員は信頼できない。誰かが密告をしたようだ」
吉田の発言に、三浦は黙ったまま何も語らなかった。

2 敵対から兼愛へ
数日後、三浦は北京へ向かう。久しぶりに月亮に連絡を取り、建国門外にあるホテルの1階ロビーで待ち合わせをする。三浦は約束時間の5分前に、月亮は約束時間どおりにロビーに到着した。微笑を浮かべる月亮と無表情の三浦。三浦は、彼女を1階のロビーにある喫茶に誘う。
ロビーからは、二胡の穏やかな音色が聞こえていた。そのとき、三浦の歩みは止まった。
三浦にとって聞きなれた曲が流れていたのである。パッフェルベルのカノン。

未来のあなたへ

第10章 租税回避スキームの崩壊
1 租税回避スキームの崩壊
反日運動が落ち着いた2005年秋から、中国税務当局による執拗な税務調査が、北京と広州の岬産業に向けられていた。ターゲットは、吉田のPE認定、子会社の支払利息の否認、そして子会社の電子製品の香港への輸出価格に対する移転価格課税であった。

説明を聞き、三浦も、誰かの詳細な密告がなければ、このような課税はあり得ないと推測する。そして、その密告者として一人の女性を思い浮かべていた。（月亮）
三浦は、月亮が中国内の関連会社に吉田の秘書役として同行しているという事実は、吉田から聞いていた。三浦は推測する。
（中国の税務当局は、岬産業のグループ全体を俯瞰して、租税回避を点や線ではなく、面でとらえ、課税通知をしてきた。現地関連会社の一部の従業員からの情報だけでは、このような課税はできない。全体のスキームを知りうる人間からの密告に違いない。とすれば、月亮以外にはいない）
「三浦さん、中国の従業員は信頼できない。誰かが密告をしたようだ」
吉田の発言に、三浦は黙ったまま何も語らなかった。

TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。ABCのマスに数字を埋めてください。並べると2021年度国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による採用者数になります。

答え = 人

予想難易度：9

		B	1	5	8	6
8	4					5
	5		4	3		7
		A	6		3	
7			2			4
	6		7			
8	6	3			1	
1					9	7
9	3	1	5			

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 4月1日(月)

前回の答え 人

いちい信用金庫

本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201
<https://www.shinkin.co.jp/ichii/>



NARITA

セラミックス
ガス機器
熱処理炉

株式会社 成田製陶所

本社／〒489-8680 愛知県瀬戸市道泉町70番地
TEL (0561) 82-5959(代)
FAX (0561) 85-0177
東京営業所／〒164-0013 東京都墨田区緑4丁目10-20
TEL (03) 5600-8166
工場／瀬戸市内2ヶ所・碧南・京都

各地でスマホ申告をPR

小倉署

サッカーJ3のギラヴァンツ北九州のマスケット「ギラン」が1月31日、北九州市小倉北区のクラブ事務所、e-Taxによる確定申告を模擬体験した。小倉税務署の確定申告のPRに協力した。

当日は、国税庁e-Taxキャラクターの「イータ君」が応援に駆け付ける中、同署職員のアドバイスを受け



ながら、給与所得者が医療費控除の適用を受けるとい設定で、スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み込み、必要項目が自動入力される機能などを体験した。

金沢署

体験を終えたギランは、「これなら税務署に行かずに自分で申告できる。難しいと思っただけで、やってみたら簡単だった」とボードに書いた感想を披露し、スマホ申告の利便性をPRしたII写真。

ロンドンオリンピック柔道女子金メダリストの松本薫さんはこのほど、出身地の金沢市でスマートフォンによる確定申告書の作成体験を行ったII写真。確定申告期を迎え、



スマートフォンによる自宅からのe-Tax申告を推進するために金沢税務署が実施した。当日は、給与所得者が医療費控除で還付申告を行うという設定で、スマホのカメラで源泉徴収票を読み取り、申告書を作成した。体験を終えた松本さんは、「簡単にびっくりしました。家で確定申告ができるというのはとても手軽ですね。スマホでサクサクと作成できるので、ぜひみ

柏署

なさんにお勧めします」と感想を語り、自宅からのスマホ申告の利用を呼び掛けた。

千葉・柏税務署(三宅明夫署長)はこのほど、同署管内の野田市出身で柏市在住の落語家の春風亭昇也師匠に柏税務署広報大使を委嘱する「広報大使委嘱状交付式」を開催したII写真。



昇也師匠は、広報大使として「税という堅いイメージを私が少しでも柔らかくできた」と抱負を語った。

中村署

その後、スマホを利用したマイナンバー連携によるe-Tax申告の事前準備を体験し、「確定申告で税務署に並ばなくていいのは、本当に便利なシステムだと思います。マイナ連携を今年やっておくと、来年以降はもっと楽になる。今年は少し手間かもしれないけれど、ぜひ、やってみたい方が多いんじゃないか」と感想を話していた。

高知・中村税務署(京口隆署長)はこのほど、令和5年分所得税および復興特別所得税等の確定申告が始まったことに合わせ、高知県立中村中学・高校の生徒による「書道&ダンスパフォーマンス」を行ったII写真。まず、書道部6人が



躍動感ある筆さばきで縦3段、横4段の紙に「税務署に行かなくていいかも」などのメッセージを披露した。その後、ダンス部もパフォーマンスを行ったII写真。

西脇多可地区税協西脇納税協会

兵庫・西脇多可地区税務協議会(中島寛夫会長)と公益社団法人西脇納税協会(田井三治会長)は、令和5年分確定申告でのマイナンバーカードを利用したスマホ申告を促すため、プロ野球・阪神タイガースの岡田彰布監督を起用した独自ポスターを作製したII写真。



管轄する西脇市・多可町は、いずれもマイナンバーカードの保有率が高いことから、マイナンバーカードを利用したスマホ申告のさらなる利用率向上に向け、納税者の注目を集める狙いで、老若男女

問わず絶大な人気を誇る岡田監督の起用を阪神球団に交渉したものの、

同ポスターの作製に当たっては、「そろそろよ」という岡田監督の口癖を利用したキャッチーなフレーズの使用についても球団側から快諾を得ており、管内の主要施設に掲示した。

税制改正講演会を開催

納税協会連合会 堀内局長ら400人が出席

公益財団法人納税協会連合会(尾崎裕会長)はこのほど、ホテル阪急インターナショナルで、「令和6年税制改正講演会」を開催した。

当日は、堀内斉大阪国税局長をはじめ局幹部らの来賓と納税協会の役員約400人が出席する中、はじめに尾崎会長が主催者を代表



引き続き、財務省大臣官房審議官(主税局担当)の小宮敦史氏が、「令和6年度 税制改正について」のテーマで、令和6年度税制改正の全体像から所得税・個人住民税の定額減税、賃上げ促進税制の強化、子育て支援税制・扶養控除の見直しなどについて分かりやすく解説したII写真。

参加者は税制等に関する理解を深め、今後の事業活動を展開する

研修会を主催したII写真。

研修会では、税務組織の詳しい説明に続き、調査対象事案の選定方法など、国税局・税務署の経験談を交えた分かりやすい説明があった。

また、法人会で推奨している「自主点検チェックシート」について、企業における内部統制面や経理面のチェックの必要性について説明があり、人事評価にもぜひ活用してほしい旨の解説があった。



川崎西税務署(菊池正純署長)はこのほど、川崎市を拠点に活動するプロレス団体「HEAT-UP」のTAMURA☆GENE☆(タムラジェネレーション)選手、兼平大介選手、今井礼夢選手、秦野友貴選手、ハジメ

その後、ダンス同好会8人が、書き上げた書の前で音楽に合わせてダイナミックに踊り、会場を沸かせた。書道部部長の片山優さんは、「確定申告がスマホでできることを知ってもらいたいという思いを込めてパフォーマンスしました」と話した。

菊池署長から委嘱状の交付を受けた5人の広報大使は、スマホのカメラで源泉徴収票の読み取り、医療費控除の入力などのスマホ申告を体験。「試合で勝つのは大変だが、スマホでのe-Taxは非常に簡単だった」と利便性をPRした。

また、その後、新百合ヶ丘駅前広場に移動し、税務関係6団体の役員とともにリフレットなどを通行者に配付して、スマホ申告のPRを行った。

また、その後、新百合ヶ丘駅前広場に移動し、税務関係6団体の役員とともにリフレットなどを通行者に配付して、スマホ申告のPRを行った。

また、その後、新百合ヶ丘駅前広場に移動し、税務関係6団体の役員とともにリフレットなどを通行者に配付して、スマホ申告のPRを行った。

企業の発展と社会の繁栄に貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約12万社、全国では約75万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

従業員の退職金準備に「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

一般社団法人 東京法人会連合会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-0771

<https://www.tohoren.or.jp>



TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-1641

<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

